

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	森林組合の合併に係る企業再編税制の特例措置の3年延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>本則：法人の合併については、これを法人の買収とみなして、合併の際に移転する資産を時価で評価し、評価差益分は所得が発生したものと課税。例外的に子会社との合併や事業が相互に関連する等一定の条件を満たす合併に限り「適格合併」として簿価での合併を容認。</p> <p>特例：森林組合の合併については、例外として簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業が継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併が認められる。</p>		
関係条文	<p>本則：法第62条の2</p> <p>特例：措法第68条の2第1項第4号</p>		
要望理由	<p>森林組合が、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保という森林・林業基本法の基本理念を適確かつ効率的に実現できるようにするためには、森林組合系統の組織の効率的な再編整備、事業基盤の強化を促進し、森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応し得る組織に再編することが必要である。</p> <p>森林組合の合併については、事業基盤を強化する上で重要な手段であり、積極的に推進することが必要であるが、地域の森林現況等により組合の事業規模等に差が生じていること、また、1県1森林組合への取組も含め広域合併が多くなり、経営規模の差が大きくなっていることから、規模の異なる組合が合併した場合に法人税の繰延の適用が受けられる本特例措置の延長が必要である。</p>		
減収見込額	<p>(初年度) - (11) (平年度) - (11) (単位：百万円)</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・国税 森林組合の合併に係る企業再編税制の特例措置</p> <p>・融資、補助金その他</p>	
	22年度の要望	<p>・国税 森林組合の合併に係る企業再編税制の特例措置の3年延長</p> <p>・融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯	平成19年度税制改正において、森林組合の合併についても特例の対象となる。		
本要望に対応する縮減案			